

東日本大震災により生じた廃棄物の試験処理結果及び本格処理に係る説明会において寄せられたご質問および回答 【1月16日 此花区民センターにて】

説明会の当日に、参加された市民の皆様から寄せられたご質問の要旨と、回答の要旨を掲載させていただきました。なお、当日の回答内容に加え、よりわかりやすくするために解説を一部追記しております。

【ご質問の要旨1】

何度も同じ会場で同じ説明ばかりしているが、こんなものを聞いて分かる人がいるのか。なぜ、橋下さんと松井さんは来ないのか。あなた方は責任を持てるのか。なぜ、此花区だけで燃やすのか。橋下さんの豊中には、大規模な焼却場があるし、八尾にもある。なぜ此花区だけか説明していただきたい。それとアスベストの件だが、これは、すぐには結果は出ないはずだ。尼崎みたいに何年も何年も経って結果が出るはずだから、子どもの時代になったら、どうするつもりか。それと、肝心な件なのだが、津波で行方不明者がおられる。岩手県の人も津波に遭っているし、みんな木くずに入っている、1個1個調べているのか。それを此花区に持って来て、御霊を此花区でみんな燃やすのか。何か障害があったら、あなた方は責任持てるのか。たった10人くらいで、それだけの36,000トン調べられるのか。岩手県へ2名行っていると言うが、一般市民は誰か代表で行っているのか。誰も行っていない。こんな無責任な話があるか。橋下さんと松井さんが来なければ、話にならない。あなた方は責任取れるのか。

（大阪府による回答要旨）

試験処理の結果を昨年末、大阪府の戦略本部会議、あるいは市におきまして戦略会議で、府においては松井知事、大阪市においては橋下市長に報告し、その会議において、試験処理の結果の安全確認並びに本格処理の実施について了承をいただいたところであります。本日の説明会につきましても、きちんと住民の皆様にご説明するという指示を受けて参っているところでございます。

（大阪市による回答要旨）

岩手県の木くず等可燃物の焼却から埋め立てまでの処理ですが、現地では、焼却施設や埋立処分場が不足しております。埋立処分場については、大変申し訳ないのですが、現在、此花区の北港処分地というところで、本市ごみを焼却した灰も埋め立てさせていただいております。岩手県の木くず等を混合して焼却した灰も含めまして、この北港処分地に埋めさせていただきたいと考えております。大阪市の処分場としては、北港処分地しかございませんので、ここで埋めるということを前提といたしまして、昨年6月にも、環境省で個別評価をいただいたわけでございます。この北港処分地に埋めるということを前提にしまして、できる限りこの間の輸送等をコンパクトにやらせていただくということで、舞洲工場でご焼却をさせていただいて、北港処分地で、灰を埋めさせていただきたいと考えております。

アスベストの件ですが、先程大阪府もご説明しましたとおり、試験焼却の際に、総繊維数で1.8本/リットルという数値が出ましたが、確認調査しましたところアスベストではございませんでしたので、問題はないと考えております。現地では、手選別できちんと分別させていただいております。

(大阪府による回答要旨)

なぜ此花区かということでお尋ねをいただいております。確かに此花区民の皆様方には、大変、ご心配とご迷惑をおかけすることと存じております。大阪府といたしましては、震災が起きました直後に、大阪市をはじめ大阪府内の市町村に、焼却についてご協力いただけないかということで、知事以下、お願いをしております、その一方で、安全性の確認のための審議会なども実施してきたわけですが、そういう過程の中で、大阪市長からご協力をいただけるというお返事をいただきましたので、大阪府と大阪府で協力して、廃棄物の処理にご協力していきましようということになった次第でございます。大阪府で色々ご検討いただきまして、合わせまして、私どもとしてもできるだけコンパクトな方がよろしいであろうと総合的に勘案しまして、このような計画にさせていただいた次第でございます。何卒、よろしくお祈りを申し上げます。

ご説明と並行いたしまして、2月から焼却させていただくことに向けて、準備をさせていただいているところでございます。8月に岩手県と基本合意を行いまして、少しでも早く協力させていただくという前提のもとに、取り組んできたところでございます。そういう中で、試験処理を行いましたので、その内容と本格処理の概要につきまして、本日、ご説明にあがらせていただいた次第でございます。

【ご質問の要旨2】

今、大阪府が行おうとしている震災がれきの処理事業というのは法律違反だと思う。廃棄物処理法に違反していると思う。どういうことかと言うと、廃棄物処理法というのは、特例措置を設けて、従来認めていなかった再委託までは、認めるようになっている。しかし、再々委託は駄目だということになっている。今回の大阪府のがれき処理はどうなるかと言うと、まず、岩手県から、大阪府への業務委託、これが1次委託である。大阪府から大阪市への業務委託、これが再委託である。これは、大阪府と岩手県の契約書にも、大阪府に再委託すると、廃棄物処理法に基づく再委託を行うということが、明記されている。それで、大阪府から業者への再委託がまたある。これは、再々委託になる。再々委託というのは、廃棄物処理法で禁じられているはずだが、大阪府は業者との間で、この契約を締結している。これは法律違反だ。行政が、法律違反していいのか。大阪府は、大阪府を含めてだが、絶対にわかっていたはずだ、もともと大阪府が自分でするのではなく、業者に委託するということは。わかったうえで、岩手県とか大阪府と合意して、大阪府と契約して、業者とも契約した。さらに、違法なことになるというのは伏せて、大阪府会で予算を上程して通過させた。これは重大問題ではないか。事実を伏せて、市民を冒涇することだと思う。市議員についても、それを説明せずにやるのだから。多くの市民から署名、それから1,000通を超す陳情書で、抗議電話なんて1万を超していると思う。これを無視して、さらに法律まで無視して、放射能という猛毒をばら撒いているわけだ。法律違反ははっきりしているのだから、もう悪いことはできない。もう観念して、この件については、全て白紙撤回していただきたい。これ以上、事業を進めるのを止めていただきたい。企業とのその業務委託契約書の中にも、きちんと東日本大震災に基づくがれきの処理に関する件と書いてある。ゼオライトを敷いて、そこにきちんと埋めるということが書いてある。どう見ても再々委託だ。それをもとに、全てのことが行われているわけで、法律違反とはっきりしているわけだから、これでストップしていただきたい。

（環境省による回答要旨）

廃棄物処理法の解釈についてのご質問でしたので、環境省からお答え申し上げます。今回の委託関係ですが、大阪府から再委託を受けた大阪市が、焼却行為を行うということになりますが、焼却の結果、出てくる灰については、焼却をした大阪市の廃棄物という扱いになります。ですから、それを大阪市が他者に委託するというのは再々委託にはならないということになります。これは、日本全国どこでも行われていることですので、ご理解いただければと思います。

廃棄物処理法での再々処理委託と言いますのは、委託を受けた者が、それをそのまま、本人は何もせずに、別の人に流すと、これを再々委託と呼んでおります。廃棄物を焼却した後の焼却灰は焼却した人の廃棄物になるというのが廃棄物処理法の考え方です。誰が普通にやっているかと言いますと、例えば、普通の産業廃棄物、会社がなにがしか出した物を、産業廃棄物と呼ぶ場合がありますけども、これは産廃業者に、その排出業者が委託するということになります。これを焼却して出てきた灰というのは、これは、もともと出した排出者の廃棄物ではなく、産廃業者、焼却した者の、焼却した人に処理責任がある。その方が、今度は、また排出者ということになります。ですから、この方が処分をするということになります。これが廃棄物処理法の考え方です。

【ご質問の要旨3】

私は、凄いアレルギー体質なのだが、2日間の試験焼却の時に、もちろんマスクはしたが、目が染みるように痛くなってきた。環境局に電話したが、安全だから大丈夫ですの一点張りで、こちらがアレルギーがあって、色々反応があるということを言っているのに、安全だから大丈夫です、そればかりで。例えば、花粉症も持っているが、花粉症を空気中にばら撒きますよと言われてたら、やっぱり凄い生活に支障が出るくらい、本当に大変な思いをする。それでも、安全、安全だけを言っていて、もし、なんか燃やした後に、何かが出た場合の対応をする、そういう施設とか病院機関と連携を取ったりとか、責任を持つような、それが無いのに、なぜ燃やすのかということ、安全、安全と言いつつ、もちろん安全だとしても、色々症状が出る人が、人それぞれに違ってくると思うのだが、その対応策が全くない。学校給食なんかでも、卵のアレルギーだったら対応してくれるというのは、当たり前のようにあるのに、なぜそういう市民の声が、色々、こんなのが出ました、あんなのが出ましたっていう声、多く上がったとしたら、対応するのは市として当たり前のことじゃないかと思うのだが、市民からすれば、それが何にもないっていうのは、どうしても納得が行かない。

（大阪市による回答要旨）

先程試験焼却の時に、具合が悪くなったとおっしゃられました。測定しましたデータはホームページに掲載しておりまして、かなり膨大になりますので、本日の資料には全部は網羅しておりませんが、例えば、ばいじんと言いまして、埃の細かいものですけども、その濃度がどれくらいになったのかということで測定を行っております。結果は、検出限界以下でございました。そういうことから安全と申し上げておりまして、これらのデータを見れば、焼却工場の排ガスについては問題ないことがわかります。それから、今回、放射能も3段階に、バグフィルターの入・出口と煙突で測定をさせていただきますし

た。いずれの場合も、検出限界以下ということになっておりまして、排ガスからは出ていないということとは結果として出ております。お加減が悪くなられたというのは事実だと思うのですが、焼却工場については、ご説明しましたようにデータを公開しておりまして、きちんと安全な数字であったということをお申し上げております。そういう意味で、今回の試験処理で安全性が確認されたと考えております。細かいデータにつきましては、ホームページにおいて全てを公開しておりますので確認いただければと思います。

【ご質問の要旨 4】

今、説明を聞いていたら、物凄くいいことばかり言っている。それは、向こうの人が嘘ばかり言っているとテレビとか新聞に出ていた。今、そこにいる人は、ほとんど嘘ばかり言っていると思う。アンケートで賛成か反対かを取って、なぜそういうことをやらないかという、おそらく 99%は、反対だと思う。この此花区で生活する人が、5万人くらいいる。うちは西島だが、一番近くだ。灰を被ったら、すぐに結果は出ない。これが何年後には出てくる。そういう時は、今、そこにいる人は、どういう風に責任を取るのか。とにかく、何回も言うが、アンケート取って、賛成か反対か、それだけで決まる。この中に何人いるか知らないが、ほとんどの人が 99%は反対と思う。前から言われている、高齢者とか子どもを守りなさいということ。舞洲で焼却して、人体には影響はないと言うが、そこに生活している人は、その灰を被る。ここに長い間、生活していたら、しまいには此花は廃棄になる。もう少し真剣に考えなさい。我々は犠牲になるわけだ。この説明会はやる必要はない。アンケートを取って、賛成が 60%以上であれば、説明会をやることはできる。反対が 60%以上であれば、説明会はやる必要はない。何回でも言うが、アンケートを取って賛成か反対かということ、今までやってないわけだから、それをやれば 99%は反対だから、そのアンケートを取ることを止めているということだ。賛成か反対か取りなさい。その結果で、その説明会はやってもよい。とにかく、その賛成か反対か、一応やりなさい。

（大阪府による回答要旨）

大阪府では、災害廃棄物の受け入れに当たりまして、府民の方々の安全を大前提として考えており、専門家の方々の意見を伺ったうえで、安全に処理ができるように、基準である処理指針の策定をいたしました。今回の試験処理におきましても、先程ご説明申し上げましたように、各工程で測定を行って、基準を十分に満たして、安全な物であるということを科学的に確認いたしました。例えば、舞洲工場周辺での空間線量につきましては、試験焼却前と試験焼却中では、変わらないという数値も出ております。処理指針に基づく基準を満たしていることを確認しながら進めてまいりたいと考えております。この災害廃棄物の受け入れにつきましては、大阪府議会でも議論いただきまして、受け入れに伴います予算等の承認を得ているところでございます。府民代表でございます府議会で十分議論を尽くしているところでございます。

【ご質問の要旨 5】

そもそも広域処理というのは、被災地の岩手県で、期限内に処理しきれないから、余裕のあるところ

にお願いしますというのが広域処理のスタンスだと思うが、5月の時点で、可燃物は54万トンほど現地、被災地にあったと思う。今日現在、何万トン可燃物が残っているのか、数値を教えて欲しい。

それとバグフィルターの件だが、市議会の方でも議論されていたが、まず、気化したセシウムがあったとしても、バグフィルターの手前で200℃まで冷却すれば、ほぼフィルターで99%こし取れるというような説明が環境省からもあった。私たちは、非常にその99%という数値を疑問に思っており、ある市民団体が測った数値では、およそ60%から70%程度しか、捕れないのではないかとこの考察もされている。先月末、環境対策特別委員会で、市会議員が、実際、おっしゃったことだが、まず、あの実証実験として、塩化セシウムを使ったり、水酸化セシウムを使った実験は、ラボ実験として行ったが、実際、より再現性を高めるという意味で、環境科学研究所の方で、放射性セシウムを1万ベクレルまで使って、臨床実験が可能だという風におっしゃっている。費用もそれほどかからない、この検証が必要なのであれば、すればどうかとご提案もあった。最初、環境局の方はできないというようなことを言ったみたいだがそれは嘘だ。私から提案だが、本当に99%捕れるのであれば、若干漏れたものを吸っても大丈夫だと、大した被ばく量ではないとおっしゃるのであれば、是非、実験室内で1万ベクレル使って、フィルター越しに壇上に座っている方々、出てきた空気を何日か吸って貰おうじゃないですか。何日か吸っていただいて、大丈夫なのであれば、論より証拠ということで、こちらも信じる。吸っても大丈夫だということであれば、それくらいやっていただきたい、人体実験していただきたい。私たちは何もないうまま、さらされるような義務もないし、お偉い方々は是非吸って、大丈夫だということを証明していただきたい。

最後に苦言だが、此花区内でずっと夏の間、署名活動をしていた。USJの近くある大型マンションの方で、非常に私たちに協力して下さった方がいるが、今日、説明会があるというお電話を差し上げたところ知らなかった。市の広報には載っていたみたいだが、見落としがあったのと、大型マンションなので、掲示板にちょっと載せるとかすれば済んだことだ。此花のUSJの近くは、本当に直撃するところだ。それくらいの配慮がなくて、ただ、やることは決まったから、説明会をしますというのは、行政の怠慢ではないのか。まず、地元の方には、最低限、幼稚園、小学校あるのだから、保護者への通知くらいできたはずだ。プリント1枚くらい入れられたはずではないか。こういう怠慢が本当に許せない。

(環境省による回答要旨)

データのことからお答えしたいと思います。これは12月14日に公表しました環境省のデータですが、岩手県災害廃棄物の推計量が395万トンあるうち、これまでに124万トンが処理済みであります。したがって、残りが約271万トンということになっております。このうち、約2割から3割が可燃物、木くずということかと思っております。

それから、バグフィルターの件ですけれども、過去の説明会で何度か説明申し上げておりますが、バグフィルターの前と後ろでデータを取りまして、その結果、99.9%程度捕れているというデータがございます。先程、ご指摘がありました、4割程度、外に漏れているのではないかとこの考察なんですけれども、これは、あくまでも推測と言いますか、もともと静岡県の試験焼却を行った時のデータをもとに、そういった考察がされているわけなのですが、入ってきたごみに入っているセシウムの量と、それから出て行った排ガス、焼却灰、そして、その他排水など、そういった出口から出て行ったセシウムの量を比較して、その結果4割ほどが、収支が合わないということによって、そういった考察がされているものだ

と考えております。あの調査については、もともと、その入りと出をしっかりと合わせるような精度をもって調査がされておられませんので、それをそもそも、4割外に出ているというふうに言うのは若干、乱暴だと思っています。これは、もともと技術的に非常に難しいことですので、外にいる方々に対する暴露量をどうやって減らすのか、どれだけ出ていないかというのを見るのが一番重要です。そのためには、排ガスに入っているセシウムの量を測るということ、それから周辺の空間線量を測るということが、もっとも早道です。この二つの結果から、全く問題ないということが出ておりますので、全く問題ないと思います。ちなみに東京都では、前から、かなりの量の災害廃棄物を受け入れておまして、私の職場、それから住んでいるところの近くでも、かなりの量が燃やされておりますけれども、そういった意味で、私もそういった空気を吸っている人間だという風にご理解下さい。

(大阪市による回答要旨)

市会の議論の中で、ガス化するセシウムがあるのではないかとということと、環境省が示す測定方法に問題があって、ガスが漏れているのではないかとということ、測定がきちんできていないのではないかと、という議論がありました。それにつきましては、実は、放射能の専門家の方、大阪府の検討審議会をやっておられる4人の方に、その点について見解をお聞きしてまいりました。

まず、セシウムが170℃程度でガス状で存在しているのかという点につきまして、全ての先生方がガス状で安定的に存在することはありえないとおっしゃっております。次に測定方法についての問題がありました。4人の先生とも、測定方法については全く問題がない、あの測定方法でガス態があったとしても、後段の活性炭部で捕捉できるという見解を述べられております。加えまして、環境科学研究所の実験につきましても、安全側で行った実験になっており、意義のある実験であるというご見解をいただいております。ですから、問題ないと考えております。

此花区の周知の件ですが、ご存じなかった方がいらっしゃるというのは大変申し訳ないと思っております。私どもといたしましては、6月の時からずっとそうなのですが、今回も市政だより等に入れさせていただきます。此花区には町会を通じまして、ビラを配布させていただきました。見ていらっしゃらなかったというのは、大変申し訳ないのですが、出来る限り周知をさせていただいたと思っております。

(大阪市による解説)

放射性セシウムを用いて実験を行うためには、『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』に基づき、文部科学省の許可が必要となります。放射性セシウムで実験を行うためには、同法に基づき、放射性セシウムの数量に制限が設けられており、セシウム134、セシウム137ともに、事業所に存在する全ての放射性同位元素の数量を合計して、10,000ベクレルを超える場合、許可が必要となります。また、許可を得て実験を行おうとした場合には、放射性物質の厳重な管理が必要となることや、しゃへい構造、貯蔵施設、排ガスや排水処理などの特別な設備等を整備する必要があります。

なお、10,000ベクレルまでであれば、許可を要しないこととなります。

【ご質問の要旨6】

さっきの方も聞いていたと思うが、被災地が出来ない部分、だいたい2割くらい50万トンを最初やると言っていた。環境省にがれきの総量をもう1回見直して欲しい。埼玉県は野田村の受け入れをしていて、1万トンの予定が1千トンで終わっている。群馬県の桐生市は、8千トン以内に受け入れるのが、4千トンしか受け入れられない。ということは、がれきがありませんかと思っっている。だから、ないがれきを、そもそもやりきれない部分をやると言っていたので、がれきが減っていたら、総量を見直した方がいいのではないかと。それは、なぜかという、国民全員の復興増税を使っている。今回の予算を見てみたが16億円組まれている。そのうち、輸送費が8億だ。ということは半分が輸送費になっている。被災者にお金を別に付けたらいいのではないのか。私はそう思う。生活支援とか、生活再建とか、放射能対策とか、きちんと復興に関わる、あるいは被災者支援に関わるお金に回して欲しいと、環境省にお願いしておきたいと思う。やはり1千キロくらい離れているので、長い距離を運ぶというのは、今回の契約書を見てみたが、日通さんは11億出している。しかし、大栄とか井本JVの場合は、8億で落としている。公開しているから、別に大丈夫なのかも知れないが、私たちが払っている税金なので、被災者を助けたいという気持ちは一緒だ。それを今すぐ、生活とか暮らし、困ってらっしゃる方が一杯いる、放射能で困ってる方が一杯いる、そっちに回してあげて欲しい。橋下市長は、被災者支援と言っていたのではないかと。彼はそう言って情けないと、助け合いの心持ちはないのかと言っていた。3月議会で言っていたのを覚えている。そういう趣旨に則って、日本政府と大阪府と大阪市は、もう一遍計画を練り直していただきたい。その時に、岩手県を特別扱いしない。なぜかと言うと、岩手県庁は行政ですから、ちゃんと公金を適切に使う義務がある。東松島市の廃棄物対策課か生活環境課の課長さんが、言っていたのだが、東松島市は昔、震災に遭った。その時、がれき処理が凄く大変だったので、今回、自分らでお金を掛けずに、現地の人を雇って、きちんとやるというスキームを組んだという。東松島は岩手県の沿岸部より、力のある自治体だが、岩手県の沿岸部の自治体は力が弱いから、環境省の人達が行って、お手伝いをして差し上げて欲しい。そうすれば1千キロも運ばなくて済む。被災者が全部をやれと言っているのではなく、やはり被災者に僕らのお金を今すぐ届けて欲しい。だから、減っているからやる必要がないのではないかとというのが一つだ。それから、16億のうち8億と言った。それから、9月議会で、橋下市長が、がれき受け入れは、此花区に心理的な負担を与えているので、メガソーラーの還元益を与えるという発言をしている。心理的な負担があるというのは、どういう意味なのか。メガソーラーを誘致して、その還元益を与えるということは、これは、此花区に対する利益誘導ではないのか。そのうえ、カジノを建てようという計画もある。それと、皆さんに周知して欲しいことは、環境基本条例20条には、住民の意見を反映せよと書いてある。さっき言ったアンケートとか、告知っていうのは、きちんとやっていただきたい。それから、21、22、23条は、公害について、きちんと相談に乗りなさいと書いてある。アトピーの方がいらっしゃったから、ちゃんと聞いてあげて欲しい。それと、環境省にお願いしたいのは、岩手県のがれき総量を今すぐ、きちんと見直していただきたい。それが1千キロも運んでやるべきことなのかどうかということ、はっきりさせて欲しい。メガソーラーとは何かということ、橋下市長、きちんと喋って欲しいと思う。後は徹底的な情報公開をやって、特にお金の面と必要性の面をきちんと明らかにしていただきたい。リスクについては、安全としか言わないので、もう、それは聞かない。

(環境省による回答要旨)

埼玉県で、もともと予定していた量がかなり減ったということでございます。この原因ですが、もともと、埼玉県と静岡県もそうなのですが、受け入れる場所、例えば野田村など、そういった市町村をまず限定しているということです。それから、角材、柱材というものに限っており、そういった角材、柱材として分別できる物がもっとあるだろうといった想定だったのですが、それがやや少なかったということで、このような結果になっているということでもあります。災害廃棄物の搬出量につきましては、我々も職員、技術者を派遣しておりますし、岩手県と常に、そういった情報の交換をしております。これまでも何度か見直されております。そのうえで、現在、大阪府さん、大阪市さんに、これだけ宮古市地域の可燃物をお願いしたいといった要請があるということでご理解いただければと思います。それから、お金の使い道ですけども、お金に関しては、今、例えば、大阪府、大阪市内で、処理するという場合でも、それから、現地で処理するという場合でも、結果的に、まず岩手県から出て、岩手県のお金は、もともと、国から補助と交付金が出るといった形でやっております。国民が出すというものですので、最小限のお金でやらなければならないということで進めております。岩手県で、さらに、より処理能力を増やして、これ以上処理をするということになりますと、さらなる処理施設を建てなければなりません。そうしますと、ここに持ってくる輸送費に相当する、もしくはそれ以上の費用がかかるということになりますので、現地で処理する費用とさほど変わらない費用内でできるという内容で広域処理をするということで調整していることでもあります。それから、東松島の話もありましたけれども、東松島に関しては、単価が非常に安いという報道もありました。ただ、データ自体は、実際、東松島、それから、引き合いに出された石巻とも比較検討、現地の話も聞いておりますけども、あの報道自体は正確ではないということでもあります。あと、災害廃棄物よりも津波堆積物という泥状のものが多いために安いといった影響もございます。いずれにしましても、災害廃棄物の処理量そのものについては、これまでも見直しを図ってきておりますし、必要なものをお願いしているということでございます。

(大阪市による回答要旨)

太陽光発電のメガソーラーを設置するという件につきましては、震災以前から北港処分地の上部が空いておりましたので、そこにメガソーラーを設置するという計画が進んでおりました。安心、安全ということにつきましては、先程から申し上げておりますとおり、きちんと測定をして、安全であるということをごきちんと公表してまいります。市長から、市議会において、安心という面に関して少し発言がございました。再生可能エネルギーが固定価格買取制度になりまして、メガソーラーについて収益がきちんと出るということになりましたので、そういうところから少しでも収益が上がるのであればということで、今、此花区と調整しているところでございます。

(大阪府による回答要旨)

少し補足させていただきます。岩手県の方から色々と現地の状況は伺っております。3年間で、まずは震災の廃棄物を片づけたいということで考えておられまして、災害廃棄物を3年間で片付け、土地がきれいになった後、復興に向けて様々な取り組みを進めたいという計画を伺っております。岩手県の方から、そのように伺いましたので、私どもとしましては、被災地からの強いご要請ということで取り組んでいるものでございまして、被災地の方から、もうこれで十分になりましたのでというお知らせがございましたら、もちろん事業は終了させていただくということで考えております。また、契約の関係

についてですが、ご指摘のように数字や内容につきましては、ホームページでもしっかりと公開させていただいております。適正に入札手続きを経ているものでございます。

【ご質問の要旨 7】

安全と言うのであれば、なぜ、こんなに高い 100 ベクレルという低レベル放射性廃棄物と同じ基準で燃やすのかなど、たくさん聞きたいことあるが、僕より詳しい方がいらっしゃるの、お願いします。

基準が緩すぎるという話は何回も出ているが、先日 10 月 30 日に環境省へ行った時に、面会した人に、例えば、排気の基準は 1 立法メートル当たり 20 から 30 ベクレル、セシウムが出て大丈夫ということになっているが、それを吸っても大丈夫なのかと聞いたら、環境省の人は基準値内ですから大丈夫ですよと言った。そんな認識の人が、こういう政策を進めているという時点ではっきり言って信用できない。そういうでたらめなことをずっと言っている。先程から静かに願いますと言っているあなたが一番うるさい。はっきり言って、100 人後ろで野次ついても、あなたがしゃべるよりずっと声を通る。黙っていただきたい。いい加減にしろ。健康被害が出ないと、さっき決めつけていたけれども、出ないという前提で調べないから出てないだけだ。測定しても出てないから、外には出ていません、他の理由によるんでしようという風にあなたおっしゃった。だから、黙れ、うるさい。藪田部長が言ったけども、うちの妻も目の白眼のところを出血した、すぐ引いたが。こんなこと初めてだ。確かに疲れ目やそういうことで、そういう症状はよくあることだが、僕は 10 年一緒に暮らして初めてだ。因果関係が証明できなければ、あなた方は責任を取らない、それは関係ないと言い張るのだろう。排気の測定方法については、前回は前々回も、毎回、問題提起しているが、全然、まともに答えない。災害廃棄物検討会の 8 回から 11 回の議事録は、まだ出てこない。永遠に出てこない。そこで排気の測定方法について議論したはずなのに、そこを隠しているわけだ。隠したまま安全です、測れていますと何回も繰り返している。坂口さん、嘘つくのはいい加減にしていきたい。そして大阪府の検討会議は、この環境省の議事録を隠している問題であり、また、議事録を隠している問題についても、何ら問題にせず、環境省から出てきたデータを、全部、取りあえず、その測定で、正確だという前提でしか議論していない。最初から、全然、検討する気がない、検討会議の人達、大阪府の人達。検討したのなら、ここに連れて来いと言ったではないか。磯田課長、その大阪府のご自慢の検討会議の人達が真面目に議論したのであれば、クローズドの住民説明会みたいなものを、コソコソコソコソ、あっちでやる時だけ、出掛けて行って、安全ですってキャンペーンするのではなく、こういう住民説明会にきちんと出てきて説明したらいいではないか。なぜ出てこない。本当に卑劣だ。

色々、論点がある。試験焼却の時にも、これはいつも出ているものだが、PM2.5 が一杯出た。これは、放射能とは別である。微粒子が出ているという話だ。これはよく出ているが、放射能を含むがれきを燃やしている時にも出ていた。だから、そういうことの影響もあるであろう。これについて、質問を受けた時に、黄砂じゃないですかと答えたそうだが、黄砂じゃないということは、気象庁が黄砂では絶対にありませんという風に答えているそうだ。それが焼却炉のものかは、別にして、黄砂ではないので、まともな説明をしていただきたい。

そして、試験焼却の時のアスベストの問題、アスベストを測ったら 1.8 本、そして、精密検査に出し

たら出ませんでした、だから、大丈夫ですと言っていたが、あなた方がやったことは、試験焼却用のがれきを調べてアスベストが出たけども、試験焼却を強行しているのだ。試験焼却を強行した後で、精密検査の結果が出たということは、あなた方、その時にアスベストが出ていたら責任問題になるわけだ。そこで、アスベスト 1.8 本出た時点で、試験焼却を止めて、精密検査に出して、出なかったから試験焼却をやりますと言うのなら、まだ信用できる。だが、見切り発車で試験焼却をやってしまう人達が、精密検査やりましたと言っても、その内容を信用できるわけがない。

試験焼却に関しては、もう一つ、試験焼却をする前に、岩手県と契約を締結している。それは、試験焼却の 100 トンを含む契約だから締結したと、多分、言い訳するのだろう。だから、先にそれを言うしておく。もし、そうであるならば、その時の契約書には、試験焼却の結果次第で、無条件に、大阪市と大阪府の契約について、大阪市が試験焼却の結果、一方的に契約を破棄できるという条項が含まれているのであれば、その契約が試験焼却前に結ばれたのは理解できる。だが、大阪市と大阪府の間で結ばれた契約書は、大阪市と大阪府の合意がなければ、この契約は解消しないという内容になっている。ということは、こんな契約を試験焼却前に締結しているというのは、どう考えてもおかしい。そんな人達がやる安全のデータを、どうやって信頼できるのか。此花区の人達の切実な質問に対しても、なんら答えていない。本当にいい加減にでたらめを止めていただきたい。本当に山ほどある。今日、一番ここに来て驚いたのが、何かと言うと、恥ずかしげもなく、あなた方 8 人がここに今日も座っていることだ。坂口さん、さっき、あなたいい加減なことを言った。岩手から輸送費をかけて運んで来て、莫大な無駄遣いをして処理をする、そのことを後ろの人が質問した。これに対して、あなたは岩手に焼却施設を作って処理をする場合と運んで処理をする場合と同じくらいだ、みたいな説明の仕方をしたが、現地には、もう処理施設があるではないか。なぜ、今から処理施設を作るような前提の話をしてそこでするのか。そして、既に、がれきはもう外に出す必要がないはずだ。あなた方が、2011 年の 12 月に、がれきがどのくらいあるかと言っていたかと言うと、岩手県では 419 万トン県内で処理予定ですと、2011 年の 12 月に言っていた。今、推計の見直しがいくつか進んで、総量がどうなっているかと言うと、395 万トンだそうだ。宮城県も 2011 年の 12 月の県内処理予定量 1,220 万トンと言っていたのが、現在、既に総量 1,200 万トンと言っている。これは処理後ではない。推計したがれきの総量がそういった数字になっている。推計の見直しが進んだ結果、当初の県内処理予定よりも既に少なくなっているではないか。なぜ、こんなものを、未だに広域処理しなければいけないのか。

それともう一つ、木くずが中心だということになっているが、木くずは比較的汚染度が低いのと、利用がしやすいのとで、現地では、むしろ、外に出さずに使いたいという話があるという風に聞いている。なぜ、こんな無理やり 1 千キロ果てまで運んで来て処理をするのか。

(大阪府による回答要旨)

まず、PM2.5 についてでございますが、本日、お配りした資料の最後のページの参考資料に、今回の PM2.5 についての見解を書かせていただいております。PM2.5 の発生要因そのものが、原因が多岐にわたっておりまして、これは、粒子そのものの場合、それから、大気汚染物質の光化学反応、あるいは、大気中の反応によりまして、二次的にできるものがございます。こういった部分について言いますと、PM2.5 の発生要因のうち、清掃工場のごみ焼却による影響は、ごく一部に過ぎません。また、府内の日焼却量 1 万トンに比べて、115 トンを加えても、たいしたことはございません。こういったことから考え

まして、今回の処理の時に、1号炉と2号炉を比較しましても、ばいじん濃度は両方とも不検出でございますし、窒素酸化物、硫黄酸化物等の測定結果も1号炉、2号炉比較して変わりません。このようなことから、今回のPM2.5の上昇というのは、試験処理とは関係がないものであると考えております。

また、アスベストにつきましては、積替施設の作業場内で1リットル当たり1.8本という測定結果が出ましたけれども、これにつきましては、アスベスト以外の埃のような繊維状のもの、こういった物を含めた総繊維数として検出されたものであります。今回、大阪府の処理指針で定めた1リットル当たり10本という基準を十分に、1.8本で下回っておりますので、焼却を進めたということでございます。なお、先程ご指摘がありましたけれども、アスベスト繊維そのものは、一切検出されておられません。

(環境省による回答要旨)

環境省にご質問がありましたことについて、お答えしたいと思います。その前に、まず、20から30ベクレル/m³、この排気の基準についてですが、これはもともと、排出ガスそのものに対する基準ではなく、大気中の濃度にかかる基準として設定されたものであります。そういった意味から、私どもにご質問があった場合に、吸っても大丈夫という回答をしたものと思われまます。私自身も、そういう20から30という基準で運用されていることについて、何ら問題はないと考えております。

それから、廃棄物の安全評価検討会の議事録について、隠匿されているというご指摘をいただきました。隠匿されているのではなく、私たちの不徳の致すところではありますが、その回について、議事録を録っていなかったという状況でございます。これは、事実ですので、これはそうとしか申し上げられません。申し訳ありません。

それから処理能力についてのご指摘ですが、その時々には何度か処理総量を見直しております。現時点で出ている数字として、岩手県の災害廃棄物として395万トン、そこから津波堆積物として、それに加えて130万トン、これだけの処理をしなければならぬわけですが、これを今ある施設において、どれだけ処理できるかということも含めて、色々、検討した結果、現存の施設だけで全て県内で、今の段階では処理できないということもあって、他のところで処理をお願いしたいということでもあります。

それから木くずと可燃物については、現地で専用焼却炉において焼却もされていますが、それだけでは処理できない部分について、他の地域をお願いをしているということでもあります。

(大阪市による回答要旨)

PM2.5の関係で、補足説明させていただきます。実は焼却工場は、29日と30日に試験運転をやらせていただいたんですが、その10日くらい前から、ずっと2炉とも運転をしておりまして、状態としては全く変わっておりません。先程、申し上げましたように、ばいじんの測定値も検出限界以下となっております。PM2.5が変動したということについては、存じ上げておりますけれども、焼却工場の運転自体は定常状態で全く変わっておりませんでした。

(大阪府による回答要旨)

契約の関係のご質問についてですが、昨年8月に、岩手県、大阪府、大阪市の三者によりまして、3万6千トンを上限といたしまして、災害廃棄物を受け入れるとの基本合意書を取り交わしております。この合意に基づきまして、処理の契約をしております。試験処理は、本格処理を行うに当たりまして、

大阪府の処理指針に基づく、安全性確認の一環ということで行っております。このため、本格処理は、試験処理と一つの契約としているところであります。

【ご質問の要旨 8】

わからないことだらけで、ついつい大きな声で、前でガミガミ言ったが、本当に大阪のごみが、飛灰で37ベクレルと38ベクレルと比べて、同じだからとか、大したことないからとか、そういうこと、どうしてなのか。今、言われた方、その29日から30日までに、特別な物を燃やしてないと言われたが、1号炉と2号炉、2号炉の方が20%の混合だと思う。その後、29、30日で、なぜ2号炉の方は5日まで燃やし続けているのか。大阪市だけのごみの1号炉は、2日までしか燃やしてないではないか。どうということなのか。少なくとも、試験焼却という名前がついているのだったら、2号炉の方をできる限り早く、というよりも、29、30日で止めるべきではないのか。大阪府として試験焼却、大阪市として試験焼却するのなら、なぜ此花区民だけに負担を強いるのか。試験焼却だというなら、きちんとやっていただきたい。29、30日で2号炉は止めるべきではないのか。大阪市のごみは、他の焼却場、ここの此花区の焼却場で全部しなくてはいけないのか。ごみをその時だけ置いておくとか、他に回すとか、3日、4日、5日までの分だったら、試験焼却してない方の1号炉をなぜ止めるのか。意味がわからない。主灰と飛灰、1号炉と2号炉、ごっちゃになる。落ちたら、すぐに採りましたと言うけども、ほんの一部採って、それが本当に試験なのか。どんながれきか知らないが、ほんのわずかなものを、調べて試験した、3万6千トンも、1日100トンとしたら、1年間ずっと、毎日、毎日、燃やし続けられる。それと何が混じっているか、何が飛び出すかわからないようなそういうごみを、そういう環境の中で、此花区の子どもたちは、特に、1年間続けなくてはいけない。本当に育ち盛りの子ども達に、どんな影響があるか、そんなことわからないのに、なぜ、それで試験焼却しましたなんていうことが言えるのか。先程、環境省の方が、入口と出口ときちんとしてないからと言ったが、せめて試験焼却ぐらい入口と出口はつきりさせていただきたい。どれだけのベクレルが、放射性物質があり、他にも色々気になることがある。この資料の3ページ、そこでは加重平均値8ベクレルとある。加重平均値について、誰にでもわかるような説明をしてくれたか。3万6千トンだから、それに1,000倍、3万6千掛ける1,000掛ける8、どれだけのベクレルの放射性物質が来るのか、それだけでも、えって感じなのに。100トンであればどれだけとか、現実に100トン燃やして、115トンという後で、説明を聞いたが、115トンだったら、その燃やした中には、想定であっても、どれだけのベクレルの放射性物質があって、燃やした結果、主灰は検出できず、排ガスにも、水にもない、結局、飛灰だけに38ベクレルということである。燃やしたら、だいたい20分の1くらいの量になるそうだが、単純に考えれば、3ページの加重平均値の意味がどうもわからない。単純に考えたら20分の1になれば160ベクレルあって当たり前なのに、なぜ38なのか。大阪が37としたら、20%のそれだけでも、42ベクレルと考えられるはずだ。160が42に減ったのと違うのか。120くらいはどこかへ飛んで行ったり、どこへ行ったかわからない。焼却炉のどこかにくっ付いて、そのうち、出てきたりするのではないかと、そういう風な不安に駆られる。その辺りわかりやすく説明していただきたい。

(大阪市による回答要旨)

焼却炉の運転の件でございますが、焼却設備の整備をするために計画しておりましたので停止しております。先程申し上げましたように、10日くらい前から運転しておりましたが、その間、ずっと2炉で運転しておりました。試験焼却に臨んだわけですが、それ以前は1炉運転になっておりました。整備を実施する時などには、焼却炉を停止する場合もございます。2号炉は整備をする予定はございませんでしたので、そのまま連続して運転しております。

(大阪府による回答要旨)

加重平均値のご質問がございましたのでお答えさせていただきます。資料に書いておられますとおり、木質 95%、プラスチック 4%、繊維 1%という重量比率でございます。木質については、不検出でしたので、考えられる中で最も大きな値であります検出下限値 8 ベクレルを用いて計算しました。(8 ベクレル×95%) + (7 ベクレル×4%) + (10 ベクレル×1%) という計算で加重平均値 8 ベクレル kg となります。

(環境省による回答要旨)

収支の話がありましたので、こちらからもご説明いたします。そもそも収支をとるためには、入ってくるごみ全ての放射性セシウムの濃度を非常に精密に測るということと、それから出てきた排ガスと排水と灰、さらには炉の内側に付くものも出てきます。そういったものを全て詳細に測って、廃棄物焼却施設はかなり複雑な構造をしておりますので、あらゆるところを全て調査しなければ、そういった収支というのはとれないと考えられます。そういう意味で、実機で行うということは非常に難しいということで、専門家からの評価もいただいております。一番重要なのは、焼却施設の近くで生活されている方々、そこで働いている方々の健康を守るということです。そのためには、その周辺の空気の濃度、そして空間線量値、これを測って、濃度が低いということを確認するというのが一番大事です。そのうえで、実際に低いことがわかっておりますので、問題はないと評価したものです。

(大阪府による回答要旨)

焼却灰はたくさんあるのに、サンプリング量が少ないのではないかとございまして、2号炉のサンプリングをしましたのは、11月30日の朝に行っておりまして、29日から試験焼却が始まっておりますので、定常的な状態の灰をサンプリングしまして測定しておりますので、十分、代表的なものであると考えております。

【ご意見の要旨】

大変、失礼だが、皆さん書類を見るのをやめて、顔をあげていただきたい。皆さんの顔は人間の顔をしている。でも、話されていることは、人間の言葉とは聞き取れない。主に、大阪市民全員のこと、または大阪府民、日本国民全員のことを、みんなで話している。67年前に、あなた達の顔が、僕たちの顔が一瞬で融けた、それが広島と長崎で起こった。同じような原子力発電所がいっぱい作られているのを知らなかった。今、知ってしまった。そして、その被害を垣間見てしまった。ここは大阪だ。かなり離れている。そこにがれきが運ばれてきた。誰が許可を出したのか。住んでいる市民は、29、30日に、試

験焼却があったということ、ほとんどの人は知らない。その事実は大変分かって欲しいことだ。勝手にやったということを知って欲しい。そして、今ここで、質問が行われていることは、そんなに危なくない、いや危ない、その繰り返しだ。でも、少しでも疑いがあるものは、あなたの子どものために、あなたの孫のために、僕たちの子どもや奥さんや、主に女性、人間全ての人達のために、取りあえず疑いのあるものは、止めよう。これだけの人が独自に調べて、危ないと言っているのだから、止めよう。

【ご質問の要旨9】

そこに防犯カメラが左右に二つあるのは、私どもの顔を向けて構えられているが、スイッチは入っているのか。

私も、このがれきの反対をすることで街頭でもよくやるようになった。残念ながら、不法に捕まっている仲間もたくさん出たが、先日も警察の方ときちんと話したが、警察の方が我々に、ビデオカメラをまわす時は、きちんと届出どおりのデモ以外のことが起きた、異常なことが起きた時には、やむを得ず、その異常性を確認するためにビデオを撮ると。それ以外はですね、警察の方は公務で動いているわけであるから、我々はその公務を見たり、写真撮ったりすることは、何も問題ないし、当たり前なことだ。今日、ずっとあそこにカメラがある。全部撮られている。これは、環境局が後で、ここに来られなかった皆さんのために映すためのカメラだ。ところが、それは、まさに私の顔を直撃して捉えている。これは、基本的にプライベートの侵害だ。こんなことは、やりたいのであれば、了解を取らないとだめだ。その言い訳として、そこに防犯カメラと書いてあるんだと思う。どこに防犯、犯罪が行われるような状況があるのか。すぐ止めていただきたい。なおかつ、私の顔も皆さん、だいぶ覚えていただいたと思う。2か月前、11月13日、ここで同じように行われて、みなさんが下に降りてきて、その始まる前に、我々の知り合いが突然、警察に拘置されていなくなったのは、どういうことなのか。私もここに出た、後ろから来た職員に、私はどつき倒された。そのことを環境局にこの写真の人だと思って、訴え出た。しかし、分からない、証拠がない、存ぜぬで、あった。しかし、あそここのカメラは絶対に撮っている。一部始終撮っている。それは、私がそういう訴えをして出た時に、何にも助けてくれない。ところが私を警察が尋問する時には、みんな見られている。環境局の責任者も。あそここのカメラを見たらいいじゃないかと言ったら、私らにも見るできないと言う。つまり、市がやっているのではないのだ。あれは公安の人がやっているのだろう。あのカメラは。あの今日、そういう経験もさせてもらって、つくづく思うが、今日で終わらない、あなたたちはやるのだろう。ある人はもう定年退職だ。ある人も、もう、そろそろだ。はっきり言って、少し若い環境局長の人は気の毒だけど。私らが心配しているのは、自分の髪の毛が抜けることじゃない。何人かいるが、ちっちゃい赤ちゃんだ。私らの孫や子どもが、どうなるのだろうかという心配だ。心配だから安心したいけど、安心できるような説明が全然ない。今日もない。今日は橋下さんがいなかったから、がんばって大阪府の方が、大きな声でやっていた。本来、放射能の危険性というのは、原発の危険性なんかと全く一緒に、範囲が特定できない。程度も特定できない。何ベクレルだから安全だ、積替保管10ベクレルだから安全だ。何とかで安全だ。どこで降ろしたから安全だ。そうやって線量測って安全だ。サンプリングして何十ベクレルだから安全だ。安全だなんて言えるはずがない。世界の原子力学者だって、何ベクレルだから安全だなんて閾値なんて存在しない。なお

かつ、今日、実はおられたんで、丁度いいなと思ったら、さっき帰られたのだが、ある維新の会の医者
の免許を持って、議会で議員さんになって、この問題を議会で予算を審議する時の、維新側の代表者と
している議員さんがお医者さんだ。こういうことを言っている。仮に、バグフィルターをないものとし
て、その安全と言われているが、ある程度入っているものを燃やして、バグフィルターがないとしても、
煙突のところに顔をつけた場合、7,900 ベクレル、1分当たり吸いこむ計算となると、本人がおっしゃっ
ている。計算したらしい。そこから出ていったものが、ずっと最初の頃から、みなさんの説明で、この
煙突から出たばいじんが、一体どこまで到達するのか、どの辺に集積されるのかというのを、2.6 キロく
らいの東北東の地点、此花区役所の近くだ。その辺りに行くと予測されておりという話だ。この先生は
実は、そこで測ったら、どうなるかっていうことを、また計算した。そうすると、あそこまで 2.6 キロ
ある、風も吹く、大気もある、だから、70 万倍に希釈される。そうすると、そこの線量というのは、0.000044
マイクロシーベルトの内部被ばくということで、バグフィルターがなくても、かくもゼロが並ぶような
数字なんだと、なおかつ、実はバグフィルターがあって、99 じゃなく、99.99% 捕れると言っているの
だから、こんなものないに等しいと。こういうことを危険、危険と言っているのは、この同じ先生が、1
月5日のツイッターで言っているのだが、先だつての議会で、この危険性を言った者に対して、この方
は、こういう風にツイッターで言っている。1月5日、橋下市長に利権を取られたくないと、共産主義
者以下の、がれき反対派まで議会に連れて来て、野次で委員会を妨害し、退場された情けない自民党議
員と、こういう風に語っている。つまり、私なんか共産党と言って失礼だが、それ以下の集団という風
に、この方、お医者さんは言っているわけだ。私も、二十日間いて、勉強できないことはして来なかつ
たばかりなので、一生懸命勉強した。素晴らしい言葉を見つけた。是非、言わせて欲しい。もう亡くな
った東大の准教授で宇井純さんという公害問題を日本で一生懸命、ずっとやってきた人の本の中に、こ
ういうことが書かれている。海に住む稚貝、耳垢くらいのちっちゃい稚貝、あの貝が、どうやってサザ
エだとか、しじみだとか、それからもっと大きなホラ貝だとか、あんな貝をどうやって作るのか。どこ
から、この材料はあるのか。海しかないじゃないか。それは、誰も証明できないが、推測できるのは、
あの生き物が、寝る暇もなく、休む暇もなく、小さい小さい体内で、10 万倍、100 万倍の体で濃縮して、
海中中のカルシウムや、固形物になるものを、自分の背中に蓄えて、ああいうものを作っていくんだと
いう風にも書いている。こんなことは、今の人間にはできない。実験さえできない。したがって証明も
できない。我々が食べている、お世話になっている自然の生態というのは、そういうものではない。私ら
の命だつて、誰かが計算して、作ってくれた命ではない。この貝の話の例えは、ここにいるこういう赤
ちゃんの、これから髪の毛が生える、これから歯が生える、体が大きくなる、だから、子どもがチェル
ノブイリでも、10年、20年して大きな問題が起きたりするのだ。そういう自然界の中だからこそ、我々
の生命があつて、そんなものは誰も、どんな立派な科学者も知見もない。事実として、我々は、その恵
みで、ただ生きているだけだ。したがって、みなさんが今回、焼却しようとしている、舞洲の焼却場、
あれは世界でも、名立たるモデル事業になっていて、設計者に6千万円の設計費用を払ったことを、私
は、舞洲工場へ行った時に聞いた。その関連の説明がほとんどだ。みなさん、舞洲工場へ行ってくださ
い。その設計者は、フンデルトヴァッサーさんという、オーストリアの先生で、その人が6千万払って、
ああいうユニークなものを作って、迷惑施設をできるだけ、地域に馴染ませようという工夫をした。そ
こで、こういう風に、ちゃんと壁に書いてあるじゃなか。自然と調和して生きよう、私たちが自然の調
和を乱してまで、所有してしまった物を自然に返そう。そして、私たちが人間として、のびやかに生き

る夢を取り戻そう。命あるものが調和できない、偽りの美しい世界を切望することなしにと。

10 ベクレル以下だから安全だとか、だれも信用していない。私も、勉強不足で、のこのこ此花住民に出て来たのが間違いだったと、つくづく思っている。だって、みなさん、今、演台にいるトップの人は、今、広域連合で、全ての物事を考えている。大飯の原発をどうするか、北陸の原発銀座をどうするか、全部、広域連合で考えているだろう。琵琶湖の水が汚れたら、大阪だ、なんだ、どこだ、何区だ、此花区だなんて言っている場合ではない。此花で、舞洲でやるから、迷惑施設を作るから、何か迷惑料払ってやらなきゃ、話が収まらないので、こんな従来のな公共土木工事のパターンで、それも何か民主的な形を取らないと拙いということで、こんな小さい会場に、最初は此花住民だけだった。我々はいれなかった。大阪市民が。それで、挙句の果てに、公会堂でやった時に何と言ったか。橋下市長、そこに立って、我々に向かって、ここにいる人達は、みんな反対みたいですねと、だけど外にいる 99%の市民は賛成してくれてるんですよと、だから、今日のこの説明会は、みなさんの意見を聞いて、やる、やらないを決める議会じゃないんですよと、もう決めたことを聞いてもらえばいいんですよと、ここにいる少数の人が何を言ったって、それは、どうぞ、お好きにやってくださいみたいな話だった。つまり、この説明会は、広域連合会でやるべきだった。遅くとも気づいた。多くの大阪市以外の市民の方が立ち上がって、我々のところにも十分に環境問題として関わることだから住民説明会を開いてくれと、それが終わるまでは、焼却をしないでくれと、そういう訴えをこれからどンドンどンドン、これから起きていくと思うし、私も起こって来て欲しいと思う。したがって、此花説明会ではない、この問題は。みんなの命の問題なのだ。広域連合会として、なみはやドームか、長居公園か、せめて3万人か5万人が入るような球場で、ちゃんとPRして、15億も環境省が、広告宣伝費をどこそこに突っ込んでいるのだから、そういう金を回して、長居球場辺りにでも3日間くらい借りきって、集めてみていただきたい。そうしたら、こんな200人や300人の人が反対しているだけなのか、どうなのか、はっきりすると思う。さっき、おっしゃっていたアンケートなり、そういう調査をやってから、初めて提案をしていただきたい。

(大阪市による回答要旨)

ご意見ありがとうございました。会場の件ですけれども、これまでの会場の状況などを勘案しまして、今回は演台に上がらせていただいております。その一環として、ビデオを回らせていただいております。そこのところをご理解いただきたいと思います。本日は、試験処理の結果とその安全性について、ご説明をさせていただきました。ありがとうございました。